第６号の３様式（その２）記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

３　※印の欄は記載しないこと。

４　「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

５　金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

６　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の５ロ、ハ又はホ（政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

９　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉒」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。